

BTMU CHINA WEEKLY

ご挨拶: グローバル金融危機下の中国投資環境と三菱東京UFJ銀行の中国業務支援体制

旧年中は三菱東京 UFJ 銀行の中国ビジネスをご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。

中国経済は 2007 年まで 5 年連続で二桁成長を達成しましたが、2008 年は米国サブプライムローンに端を発した 100 年に 1 度の金融危機の下、中国も例外に漏れず大きな影響を受け、一桁成長に留まったものと見られています。

「穏健な財政政策」と「引き締め金融政策」を経済運営方針としてスタートした 2008 年の中国は、四川大地震等の自然災害に加え、9 月のリーマン・ブラザーズの経営破綻に伴う急速な世界経済の悪化で、これまで成長を牽引してきた輸出の減速が景気低迷をもたらし、2009 年は「積極的な財政政策」と「適度に緩和な金融政策」へと大きく方針を転換し、4 兆元に上る内需刺激策も発表しました。

一方、中国の投資環境に目を向けますと、近年の人件費高騰、人民元高、昨年施行された労働契約法、新企業所得税法等が事業コストの上昇圧力となり、また金融政策の変更、輸出入決済に係わる外貨管理強化等が資金繰りの悪化を招いており、生産拠点のオペレーションに影響を与えつつあります。

こうした中、今後の中国ビジネスは、従来の中国を「世界の工場」として位置づける戦略に対し、中国を含む新興国市場の開拓、中国の経済政策に呼応したインフラ、省エネ、環境分野への新たな投資、グローバルな生産拠点の再配置、或いは中国現法の組織再編、事業の効率化等、中国を中心に捉えつつ投資の多様化に向けた次の一手の検討に迫られています。

弊行ではお取引先の海外事業のニーズの変化に対応して、2008 年 10 月より、毎月定例の「中国経営支援セミナー」を「グローバル経営支援セミナー」の名称に改め、中国以外の国も対象として法制、税制、人事マネジメント、経営管理等、多岐に亘って皆様のグローバル事業展開にお役に立つ情報提供に努めております。

私共は中国を初め海外における邦銀随一の歴史とネットワークから培われたノウハウを駆使し、国内、海外拠点一体となりまして、グローバル金融危機に直面する貴社の海外ビジネスを様々な切り口からご支援申し上げる所存です。MUFG の一層のご活用をよろしくお願い申し上げます。

三菱東京UFJ銀行 国際業務部
中国業務支援室長 田中 正裕

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 中国移転価格文書/資料 最新情報

12月24日付 EXPERT VIEW では、移転価格関連別表について紹介したが、今回は移転価格文書/資料の概要を規定する個別通達である「特別納税調整管理規程」(以下、規程)の最新情報について解説する。当通達は近日中に公布が見込まれるものの本日現在では未公布であるため、最終的な内容が当解説と異なる可能性があることに留意されたい。詳細な内容については公布次第、当 EXPERT VIEW で解説する予定である。

1. 規程にみる移転価格関連の内容

規程では移転価格税制、タックスヘイブン対策税制、過少資本税制、一般租税回避行為、の国際税務関係四項目を詳細に規定しているが、条文の過半が移転価格関連であり税務当局の力の入れようがうかがえる。移転価格に関連する規程の構成は下記のとおり予想される。

- (1) 関連者の定義と対象となる関連取引
- (2) 移転価格文書/資料の構成と作成・保管
- (3) 移転価格算定方法
- (4) 移転価格調査と更正
- (5) 事前確認協議
- (6) コストシェアリング契約

2. 移転価格文書/資料の準備と管理

移転価格文書/資料(中国語では「同期資料」)の項目は下記のとおりとなる。

- (a) 組織構成(会社の経緯、企業集団における位置づけ、主たる関連者等)
- (b) 生産経営状況(業界の状況等経営に影響を与える外的要因、機能リスク分析)
- (c) 関連取引状況(商流・物流・契約フロー、関連者との主たる契約、関連・非関連セグメント損益計算書)
- (d) 比較可能性分析(自社と他社の価格、利益水準の比較分析)
- (e) 移転価格算定方法の選択と使用(関連者との取引価格、利益水準の合理性立証)

ここで注目すべきは「関連者との主たる契約」の記載であり、移転価格文書/資料は単に分析のみの報告書ではなく、分析を裏付ける関連者との契約等資料の添付が要請される。

移転価格は、関連者との取引が独立第三者との取引と同じように行われているかがポイントであるから、例えば「取引基本契約」など、通常第三者とであれば取り決める、貿易条件、決済条件、リスクの分担、損失の責任などが関連者との間では取り決められていないとしたら、恣意的な値決めが行われているとの疑念を税務当局に生ぜしめることであろう。内容もさることながら《外観》は非常に重要であり、関連者との契約の有無及びその内容について見直す必要があろう。移転価格文書/資料作成義務のない企業でも、移転価格調査を受ける可能性はあり、特に《外観》上、移転価格に疑念あり、と見られる企業は調査を受けやすい。文書/資料作成義務に関わらず関連者との契約書は用意しておくことが望ましい。

3. 移転価格文書/資料の準備が免除される企業

下記の1つに該当する企業は移転価格文書/資料の準備が免除されると予想される。

- (ア) 関連者との有形資産取引(原材料・部品仕入、製品売上など)が年間2億元以下、且つ関連者

とのその他取引(ロイヤリティ、サービスの授受)が年間4千万元以下である

(イ) 事前確認協議を締結している

(ウ) 外資持分比率が 50%以下、且つ関連者取引が国内に限定される

作成免除の金額基準は従来予想された額よりも上がると思われるが、義務が免除されたとしても移転価格文書/資料を任意で作成する意義は大きい。「移転価格調査と更正」は、税務当局の移転価格調査の手順が記されている章であり、どのような企業を調査対象とすべきかが列記されている。税務当局は規模に関わらず、これらの企業を調査対象の《第一候補》とするが、調査対象企業の選定は企業から提出される資料を基にする。それ故に、移転価格別表の記載は重要である。更に移転価格資料審査段階において、企業は自主的に移転価格文書/資料を提出することができる、ものと予想される。自社の移転価格状況を積極的に開示することの効果は、税務当局の選定対象から外れることが期待できることであろう。規模がそれほど大きくなくても、所在地において有力な外資企業であれば調査対象に選定されるリスクは高く、十分な備えが必要となる。

また、移転価格文書/資料を準備しないまでも、自社の企業集団他社の利益水準、同業他社の利益水準を入手し、自社の置かれている位置を客観視すべきである。これらは調査対象企業の選定基準にもあげられている。前者は自社グループ内部データでもあり、入手は比較的容易であろう。後者は、中国上場企業、或いはグローバルデータベースからの財務データ入手と統計的加工が必要となる。

昨年末からの税務当局の組織改革にあわせ、本年の中国移転価格税制の執行は新たな局面を迎える。それでも、《外観》を整え、自社の立ち位置を知ることによって移転価格に対する気構えと覚悟が違ってくる。人任せにせず自らが主体的に必要な準備を進められることをお勧めする。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

CHINA WEEKLY

トピックス: 貿易決済に係わる登記管理の緩和

2008 年より貨物貿易決済の管理が強化され、輸出前受については 2008 年 7 月 14 日から、通関後 90 日超の輸入延払については 2008 年 10 月 1 日から、「企業貨物貿易項目下外債登記」の義務付けと限度額管理が実施されていましたが、国家外貨管理局は 2008 年 12 月 23 日付の通知で、当初の管理を一部緩和することを発表しました。

*「国家外貨管理局の企業貨物貿易項目下外債登記管理の関連問題についての通知」

(匯発【2008】73 号): 日本語仮訳→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308122401.pdf>

今回の措置は、先に国務院が金融による経済発展政策の一環として貿易を促進すべく、輸出前受と輸入延払の限度額管理を緩和する方針を示したことを受けたもので、本通知の主な内容は以下の通りです。

【輸出前受】

- 「輸出前受の外貨受取可能額」の比率を現行の 10%から 25%に引上げ。
- 3 万米ドル以下の輸出前受は前受比率限度に組み込まない。

【輸入延払】

- 「輸入延払の年度対外支払限度額」の比率を現行の 10%から 25%に引上げ。
- 3 万米ドル以下の輸入延払は延払比率限度に組み込まない。

【輸出前受・輸入延払】

- 信用状況が良好な企業は、実需により上記比率の調整が必要な場合、申請によって比率調整が可能。

なお、変更後の輸出前受、輸入延払の登記管理の概要は下記表をご参照下さい。

【企業貨物貿易下の外債登記管理の概要】

項 目	概 要
輸出前受	登記対象 ・全ての貨物輸出前受
	前受外貨受取限度額 ・原則、残高で直近12ヶ月の輸出受取外貨総額の25%迄。 ・1回当たり3万米ドル以下は限度管理対象外。 ・信用状況が良好で外貨管理違反が無い等の企業は、経営の必要性、製品の特性、貿易決済の慣例等により比率の調整が必要な場合、申請により比率調整が可能。
	登記手続 ◆企業による「契約登記」・「引出登記」 ①輸出契約に前受条項がある場合、契約締結日から15営業日以内に「契約登記」、前受金受取日から15営業日以内に「引出登記」を行う。 ②上記以外の場合、前受金受取日から15営業日以内に「契約登記」と「引出登記」を同時に行う。
	◆前受金の人民元転・振替 ・前受外貨受取可能額の範囲内で、人民元転・振替が可能。 ◆企業による登記「消込」手続 ・登記済み前受で、輸出貨物通関を行った場合、輸出日から15営業日以内に「消込」。
輸入延払	登記対象 ・金額に係らず、通関後90日超の貨物輸入延払。(2008年10月1日以降通関したもの)
	延払年度対外支払限度額 ・原則、累計で前年度輸入支払総額の25%('延払基礎比率')。 ・1回当たり3万米ドル以下は限度管理対象外。 ・信用状況が良好で外貨管理違反が無い等の企業は、経営の必要性、製品の特性、貿易決済の慣例等により比率の調整が必要な場合、申請により比率調整が可能。
	登記手続 ◆企業による「契約登記」・「引出登記」 ①輸入契約に90日超の延払条項がある場合、契約締結日から15営業日以内に「契約登記」、輸入通関申告書の発行日より90日後から15営業日以内に「引出登記」を行う。 ②実際の外貨支払日が実際の輸入通関申告書発行日より90日超後の場合、輸入通関申告書発行日より90日後から15営業日以内に「契約登記」と「引出登記」を同時に行う。
	◆外管局による「引出登記」確認 ・外管局は、「引出登記」の累計額が「延払年度対外支払限度額」を超えない場合は当該登記延払を「確認済リスト」に表示、超える場合は「未確認リスト」に表示。 ◆銀行による確認、対外支払手続、登記「消込」手続 ・銀行は外管局の上記確認済みのものについて対外支払と登記「消込」手続を実行。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**社会保険料負担軽減措置 雇用維持を図る**: 人的資源社会保障部、財政部、税務総局は、2009 年に限り、一時的に社会保険費の納付が困難の企業に対する、省レベル政府の裁量による最長6ヶ月の支払猶予措置を発表した。医療、失業、労災、生育(出産・育児関連)保険料の引き下げや、失業保険基金による人員削減の少ない経営困難な企業向けの社会保険料補助の措置も明らかになった。企業の保険料負担軽減による雇用維持が目的で、同措置は1千万人以上の雇用に繋がるとみている。

【貿易・投資】

◆**加工貿易制限類・禁止類目録 対象品目を削減**: 商務部、税関総署は08年12月31日付で、加工貿易制限類と禁止類の修正目録を発表、09年2月1日より実施する。制限類は、プラスチック原料・製品、木製品、紡績品等1,730品目を削除し、輸出制限106品目、輸入制限394品目の合計500品目となる。禁止類は、銅、ニッケル等のエネルギー高消費・高汚染型ではない製品及び比較的技術水準の高い製品27品目を削除し、1,789品目となる。目録の修正は先の国务院の輸出・消費促進措置に基づくもので、輸出入の促進が目的としている。

◆**一部電機・機械製品 増値税輸出還付率引上げ**: 財政部、税務総局は08年12月29日付で553品目の増値税輸出還付率の引上げを発表した。実施は09年1月1日。対象は、航空用機器、工業用ロボット、二輪車、ミシン等技術水準が高く、高付加価値の電機・機械類。財政支援による対外貿易の安定成長を図る。

◆**中西部の奨励類外商投資目録を改訂**: 国家発展改革委員会と商務部は08年12月30日「中西部地区外商投資優勢産業目録(2008年改訂版)」を公布した。山西省、遼寧省、内モンゴル自治区、重慶市等21の各省・市・自治区における奨励投資分野が制定され、主なプロジェクトとして、森林回復・天然林保護、節水灌漑・乾地農業、高級・化学繊維紡績業等が含まれる。同目録に該当する外商投資プロジェクトは「外商投資方向指導規定」に基づき、奨励類プロジェクトと同様の優遇政策を享受できる。施行は09年1月1日。

◆**外資の非合法撤退に対し法的責任を追及**: 商務部、外交部、公安部、司法部の弁公庁は08年12月19日、共同で「外資の非合法撤退に対する中国関連利益当事者による国際的追及と訴訟業務の手引」を発表した。近年来一部地区で発生している外資の非合法的撤退に対する国際的な訴訟手続きの指針となるもので、中国側の当事者に対し法的解決策を提供し、非合法撤退による経済的損失を最大限防止する狙い。撤退時に合法的な清算を行わずに債権者に対し損失を与えた場合、外国投資者も関連法に基づき、会社の債務に対し、連帯弁済責任を負わなければならない等の内容が盛り込まれている。

【金融・為替】

◆**一部貿易で人民元決済を試行へ**: 08年12月24日に開催された国务院常务会议で、広東省、長江デルタ地域と香港・マカオ間、広西チワン族自治区、雲南省とASEAN諸国間の貨物貿易において人民元決済を試行する方針が明らかになった。対外貿易安定策の一環として打ち出されたもので、人民元の国際化に向けた重要な一歩としても評価されている。実施時期は明らかにされておらず、追加の通知を待つ必要がある。

人民元の動き

今週は、人民元データのみ掲載とさせていただきます。

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.12.22	6.8398	6.8398~6.8525	6.8510	0.0045	7.6325	-0.0755	0.8839	0.0009	9.6366	0.0157	1.3700	2087.32	-32.31
2008.12.23	6.8518	6.8481~6.8583	6.8485	-0.0025	7.5924	-0.0401	0.8840	0.0001	9.5741	-0.0625	1.4000	1992.29	-95.03
2008.12.24	6.8495	6.8390~6.8520	6.8397	-0.0088	7.5749	-0.0175	0.8825	-0.0015	9.5617	-0.0124	1.2160	1957.19	-35.10
2008.12.25	6.8340	6.8245~6.8371	6.8313	-0.0084	7.5503	-0.0246	0.8808	-0.0017	9.5698	0.0081	1.2215	1945.22	-11.97
2008.12.26	6.8327	6.8307~6.8483	6.8414	0.0101	7.5675	0.0172	0.8826	0.0017	9.6150	0.0452	1.1000	1944.21	-1.01
2008.12.29	6.8412	6.8362~6.8527	6.8527	0.0113	7.5697	0.0022	0.8837	0.0012	9.7600	0.1450	1.1500	1943.06	-1.15
2008.12.30	6.8493	6.8305~6.8565	6.8353	-0.0174	7.5740	0.0043	0.8817	-0.0020	9.6433	-0.1167	1.2000	1924.55	-18.51
2008.12.31	6.8300	6.8202~6.8347	6.8230	-0.0123	7.5660	-0.0080	0.8801	-0.0016	9.6020	-0.0413	1.2000	1911.79	-12.76

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。